

随意契約結果(物品等)

第3四半期分

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	タブレット型端末(市会事務局)長期借入(2回目) (再リース)	通信用機器	ソフトバンク(株)	16,236,000	令和5年12月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-

1

随意契約理由書

1 案件名称

タブレット型端末（市会事務局）長期借入（2回目）（再リース）

2 契約の相手方

所在地 東京都港区海岸一丁目7番1号

名称 ソフトバンク株式会社

代表者 代表取締役 今井 康之

3 随意契約理由

本業務は、電子データを用いて迅速な情報共有を可能とする文書共有システムを導入し、議案をはじめとする議会運営に必要な資料のペーパーレス化を図ることにより、効率的かつ円滑な議会運営及び議会・議員活動の効率化を図るものである。

タブレット型端末長期借入については、令和2年12月にソフトバンク株式会社と契約しており、令和5年12月28日で現在のリース期間が満了するにあたり、「再リース（タブレット継続使用）」と「現在の仕様要件で新たに契約した場合」でソフトバンク株式会社へ下見積を依頼したところ、「現在の仕様要件で新たに契約した場合」は、「再リース（タブレット継続使用）」に比べ2倍以上の月額という回答であった。なお、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社にも「現在の仕様要件で新たに契約した場合」として下見積を依頼したが、リースの契約は行っていない旨回答があった。

このため、今後も文書共有システムによるペーパーレス化を継続するには、契約履行中の業者との契約期間を延長し、現在借入しているタブレット型端末を継続して使用することが最も効果的である。

また、現在借入しているタブレット型端末は、導入後3年が経過しているが、本市会の議会運営等において要求される機能や操作性の点でその水準を満たしている。

以上のことから、本業務については、現行のタブレットを再リースする形での契約とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に基づき、上記相手方と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市会事務局総務担当（電話番号 06-6208-8672）